

平成30年度第8回
北海道環境影響評価審議会

議 事 録

日 時：平成30年12月19日（水）午後2時開会
場 所：北海道庁旧本庁舎（赤れんが庁舎）2階1号会議室

1. 開 会

○事務局（武田主幹） 定刻となりましたので、ただいまより平成30年度第8回北海道環境影響評価審議会を開会いたします。

皆様、お忙しいところをご出席いただき、ありがとうございます。

本日は、委員総数15名中、9名の委員の方にご出席いただいております。北海道環境影響評価条例第59条第2項の規定により、審議会は成立しておりますことをご報告いたします。

2. 挨拶

○事務局（武田主幹） それでは、会議に先立ち、環境計画担当課長の竹澤よりご挨拶を申し上げます。

○竹澤環境計画担当課長 環境計画担当課長の竹澤でございます。

平成30年度第8回北海道環境影響評価審議会の開催に当たりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中をご出席いただき、まことにありがとうございます。

前回の審議会におきまして、えりも風力発電事業の配慮書、それから、上ノ国第二風力発電事業と新苫前ウィンビラ発電所の準備書、計3件につきまして答申案のご審議をいただいたところでございますけれども、審議会の後、一部文言の調整等を行った上で答申をいただき、答申の内容に沿いまして、配慮書については11月30日付け、準備書2件につきましては12月4日付けで知事意見を述べました。委員の皆様には、これまで大変熱心にご審議いただきましたことに改めて感謝を申し上げます。

さて、本日の議題についてですが、配慮書2件、方法書1件、準備書1件の計4件を予定しております。このうち、宗谷岬風力発電事業更新計画につきましては新規の案件でございます。既設風力発電所の更新事業ということになっております。

本日も盛りだくさんの内容で大変恐縮でございますが、引き続き慎重なご審議をいただきますようお願い申し上げます。簡単ですが、挨拶とさせていただきます。

◎連絡事項

○事務局（武田主幹） 私は、本日の進行を務めさせていただきます武田です。よろしく申し上げます。

それでは、お手元にお配りした資料の確認をいたします。

資料は、会議次第、委員名簿、配席図のほか、資料1-1から資料1-2、資料2-1から資料2-2、資料3-1から資料3-2、資料4-1から資料4-4です。

配付漏れ等がございましたら事務局にお申しつけください。

続きまして、本日の審議会の流れをご説明いたします。

本日の議事は、4件です。

議事(1)は、1回目の審議となる(仮称)宗谷岬風力発電事業更新計画計画段階環境配慮書についてです。事務局からの議事概要の説明、1次質問とその事業者回答の報告、皆様の審議の時間を合わせ、30分程度を予定しています。

議事(2)は、2回目の審議となる(仮称)北海道(道南地区)ウィンドファーム島牧計画段階環境配慮書についてです。事務局からの1次質問とその事業者回答の報告、皆様の審議の時間を合わせ、25分程度を予定しています。

議事(3)は、2回目の審議となる(仮称)新さらきとまない風力発電事業環境影響評価方法書についてです。事務局からの1次質問とその事業者回答の報告、皆様の審議の時間を合わせ、25分程度を予定しています。

議事(4)は、3回目の審議となる(仮称)留寿都風力発電事業環境影響評価準備書についてです。事務局から準備書に係る公聴会の概要、意見の概要と事業者の見解、2次質問とその事業者回答の報告、皆様の審議の時間を合わせ、35分程度を予定しています。

それでは、これより議事に移ります。

これからの議事進行は池田会長にお願いいたします。

3. 議 事

○池田会長 皆さん、本日もよろしくお願ひいたします。

議事に入る前に、北海道環境影響評価審議会運営要綱第4条に基づきまして、本日の議事録に署名する2名の委員を指名させていただきます。

本日は、露崎委員と山下委員を指名いたしますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、早速、議事に入ります。

議事(1)は、本日1回目の審議となります(仮称)宗谷岬風力発電事業更新計画計画段階環境配慮書についてです。

事務局から事業概要、1次質問とその事業者回答の説明をお願いいたします。

○事務局(中村主査) 本配慮書につきましては、本日が初めてのご審議となります。本配慮書は11月28日付で受理し、本審議会には翌日付で諮問させていただいております。

なお、知事意見につきましては、事業者から来年2月15日を期限として求められております。縦覧期間は11月28日から12月28日まで、一般意見の募集も12月28日までとなっております。

それでは、ご説明に入りますが、使用します資料は、配慮書の本体、資料1-1となります。資料1-2は、後ほどご確認ください。

まず、函書を用いて配慮書の内容についてご説明いたします。

事業者は、表紙にありますとおり、株式会社ユーラスエナジーホールディングスで、平成17年度に運転を開始しましたユーラス宗谷岬ウィンドファームの建てかえを行うものであります。

では、3ページをごらんください。

2. 2. 3にありますように、事業規模は、4, 000キロワット程度の発電機を15基程度、総出力は5万7, 000キロワット程度を想定しているとのことです。既設風力発電所と比較しますと総出力は変わりありませんが、単機出力は1, 000キロワットから4倍に、逆に風力発電機の基数は57基の約4分の1程度となります。

6ページをごらんください。

事業実施想定区域は稚内市内、宗谷岬から南側の赤枠で示されているところになります。赤枠内の赤丸については、既設の宗谷岬ウィンドファームの風力発電機になっております。

8ページをごらんください。

先ほどの地図を航空写真にしたものです。主に既設風力発電機が設置されている薄い緑色の部分は牧草地となっております。

なお、西側の一部が青枠で示されていますが、ここは既設風力発電機の撤去工事のみで、新設風力発電機を設置しない範囲としております。

この後の10ページ以降ですが、事業実施想定区域の設定経緯の説明になっております。

図を見ながら事業者の考え方をご説明します。

13ページをごらんください。

事業者は、更新計画であることを踏まえ、ユーラス宗谷岬ウィンドファームが立地する標高約50メートル以上の丘陵大地を含む範囲を検討対象エリアとして設定しつつ、既存に比べ、新設は大型化するため離隔距離の確保が必要であることを踏まえ、範囲を広目に設定したとのことです。

15ページをごらんください。

こちらは検討対象エリアを含む周辺の風況をあらわしていますが、全域で年平均風速が7.0m/秒以上の好風況であることを確認しております。

17ページをごらんください。

道路等の社会インフラの整備状況の図となります。アクセス道路として国道、道道が利用可能であるとともに、検討対象エリア内には資材等の搬入道路として利用できる既設の管理用道路等があることを確認しております。

20ページをごらんください。

法令等の制約を受ける場所として、農用地区域や国有林などのほか、土石流危険渓流や地すべり危険箇所が設定されていることがわかります。

24ページ、25ページは見開きになります。

24ページのほうは、環境保全上留意が必要な場所のうち、ほぼ全域に茶色のハッチがかかっているのですが、その部分は宗谷丘陵で、緑色の部分は宗谷丘陵ササ草原、黄色の部分は東浦自然林などがあることがわかります。隣の25ページのほうでは、住居宅、学校、病院などを確認しております。

環境影響を可能な限り回避、低減する観点から、事業規模の確保も踏まえ、検討対象エ

リアから赤色点線の破線部を除外し、27ページのような事業実施想定区域となったとの説明になっております。

なお、先ほどもご説明しましたが、西側の青色線の範囲については、既設の撤去に伴う工事が見込まれるため事業実施想定区域に含めることとし、新設の風力発電機の配置計画においては、検討対象外とする予定という説明になっております。

次に、28ページをごらんください。

複数案の設定に関する記載ですが、結論としましては、配置や構造に関する複数案を設定せずに区域を広目に設定し、今後の手続において環境影響の回避、低減を考慮した事業実施区域の絞り込みを行うこととしたとのことです。

右隣のページについては、発電機の諸元をあらわしております。

ローター直径で約120メートルから160メートル、最大高さは約145メートルから200メートルを想定しております。

事業計画の概要については以上になります。

次に、実施想定区域及びその周辺の概況に関してですが、先ほどのご説明に出てこなかったところについてかいつまんでご説明させていただきます。

飛びまして、53ページをごらんください。

河川の状況になりますが、事業実施想定区域内を宗谷川や富磯川など複数の河川が流れている状況があります。

また飛びまして、89ページをごらんください。

こちらは、既存のユーラス宗谷岬ウインドファームにおけるオジロワシの死骸確認状況についてあらわしております。平成17年12月の運転開始から平成30年9月までの間に10例のオジロワシの死骸が確認されております。図3. 1-33の丸印は、既設風力発電機をあらわしております。このうち、赤丸についてはバードストライクが確認された風力発電機になりますが、この図からもわかるように西側に集中していることが見てとれます。

次に、93ページをごらんください。

既存の植生図になりますが、黄色のササ群落が事業実施想定区域の大部分を占めております。既設の風力発電機については、主に牧草地に立地していることがわかります。また、南東にはエゾイタヤミズナラ群落が広がっていることもわかります。

115ページをごらんください。

主要な眺望点を示した図となりますが、事業実施想定区域の北側に宗谷丘陵駐車帯や宗谷公園などの眺望点があることがわかります。

少し飛びまして、117ページをごらんください。

こちらは、主要な人と自然との触れ合いの活動の場をあらわしております。宗谷丘陵フットパスが事業実施想定区域内にあることがわかります。西側のほうに活動の場があることもわかります。

127ページをごらんください。

こちらは、土地利用関係をあらわした図になります。事業実施想定区域は農用地区域のほか保安林を含む国有林や民有林がかかっております。既設の風力発電機については、農用地区域のほか、一部国有林にも設置されていることがわかります。

飛びまして、208ページをごらんください。

この図は、稚内市風力発電施設建設ガイドラインによる地域区分をあらわした図となります。事業実施想定区域の北側の赤色の部分は、法規制により極めて建設が困難な場所となっております。黄色の部分については、自然保護等から建設が望ましくない場所に指定されております。これらの区域について、今後、稚内市及び関係機関と協議を行いながら事業計画を進めていく予定であるとの記載になっております。

少し飛びまして、211ページをごらんください。

こちらは、事業実施想定区域周辺における既設風力発電所と計画中の風力発電事業の状況になります。区域が重なる宗谷丘陵風力発電事業を初め、10の事業計画と六つの風力発電所が建設、設置されております。

続きまして、計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の結果についてです。

216ページをごらんください。

本配慮書における配慮事項の選定結果となっておりますが、この結果については、ほかの多くの配慮書案件と同様に、工事計画の熟度が低いことから工事中の影響を検討するための情報が少ないとして、工事の実施に関する影響要因は対象外としております。

飛びまして、283ページをごらんください。

重大な環境影響が考えられる項目について評価結果がまとめられておりますが、選定した全ての項目で影響が生じる可能性があるとして評価しております。ただし、方法書以降の区域の絞り込みにより環境影響を回避または低減できる余地があり、今後の手続等において事業計画及び環境保全措置を検討することにより、重大な環境影響を回避または低減できる可能性が高いとしております。

なお、累積的影響については、隣の282ページをごらんください。

本計画を初め、多くの計画において風力発電機の設置場所が未定であることから、不確定要素が多く適切に予測できない、したがって、周辺事業の進捗も踏まえ、計画の熟度が高まる方法書以降で検討するという記載になっております。

以上、配慮書の説明となります。

続きまして、配慮書の内容について事務局から事業者に対して1次質問を行い、回答をいただいておりますので、そのご説明をしたいと思います。

資料は1-1になります。

1ページの質問番号1-3をごらんください。

本配慮書のインターネットでの公表についてです。インターネットでの公表は縦覧期間中のみで、ダウンロードも印刷もできない状態となっていることから、継続した公表、ダ

ウンロードや印刷などができる状態にすることなどについて見解を求めたところ、ダウンロードや印刷はデータの改ざん、図書の流用、乱用等を防ぐ目的から制限している、縦覧期間も同様の理由で制限しているとの回答でした。

続きまして、事業の目的及び内容に関する質問で、同じページの質問番号 2-3 をごらんください。

検討対象エリアに関するものです。新設風力発電機が大型化することから、離隔距離確保を目的に検討対象エリアを広目に設定しているとのことですが、既設発電機と同位置への配置とした場合、必要な離隔距離がとれないか確認したところ、必ずしも不可能ではないが、既設風力発電機の範囲内であっても設置することが難しい場合が発生した場合に備え、事業規模確保のためにエリアを広めに設定しているとの回答でした。

次に、2 ページの質問番号 2-15 で、他事業との事業実施想定区域の重複に関するものです。

事業者の出資会社である道北エナジーが方法書手続まで終了している宗谷丘陵風力発電事業と区域が重なっていることから、今後、どのように事業を調整していくのか確認したところ、本事業を先に進め、本事業の区域以外の範囲で宗谷丘陵風力発電事業を計画する予定との回答でした。

次に、第 3 章の事業実施想定区域及びその周囲の概要に関する質問で、4 ページの質問番号 3-6 をごらんください。

既設風力発電機で 13 年弱の運転期間中、10 例のオジロワシのバードストライクが確認されていることから、既設施設でのバードストライク発生防止策、原因究明調査及びその解析、既設施設の現状を踏まえた本配慮書への対応状況、発生したバードストライクの詳細な情報について質問したところ、10 例のオジロワシの死骸が発見され風車に接触した可能性は高いものの、バードストライクと確認された事例はないとの認識を示した上で、ブレード先端に赤色塗装をしているが、これに加え、昨年 7 月から西エリアの風車に目玉マークを設置し、視認性の向上に努めていること、死骸が融雪後に発見されたと考えられる個体もあり、落鳥状況が把握できず、原因究明や解析ができていないが、本事業の調査、予測評価においてオジロワシの行動等を把握し、死骸確認位置と因果関係等原因究明及び解析につなげるように努めること、西側海岸付近でウミワシの飛翔が多く確認されていることを踏まえ、西側エリアに新設風車を設置しない計画としたこと、発生した死骸については環境省へ送付しており、把握できない情報があることなどの回答が示されております。

第 4 章の調査、予測及び評価の結果に関する質問で、5 ページをごらんください。

質問番号 4-41、4-43 です。

こちらは、評価方法の判断基準に記載がある変更の程度が小さいことと変更を大きく伴うこと、風力発電機が視認できることと風力発電機が大きく視認できることの違いについてそれぞれ質問したところ、両質問に関して、再整理の上、後日提示するとの回答がありました。この部分については、評価に関する部分ですので事業者には早急に提示するよう

に求めてまいります。

次に、6ページの質問番号4-8をごらんください。

こちらは、専門家等へのヒアリングに関するものです。ヒアリング内容が宗谷丘陵風力発電事業の方法書と同様であり、ヒアリングから3年ほど経過していることから、本事業に特化したヒアリングの実施について質問したところ、方法書段階でヒアリングを実施するとの回答でした。

飛びまして、8ページの質問番号4-27をごらんください。

植物の評価結果に関するものです。方法書以降の区域の絞り込みにより、重要な植物や植物群落の環境影響を回避または低減できる可能性があるとしているにもかかわらず、留意事項に区域からの除外に関する記載がないことについて質問したところ、現地調査により分布を把握し、その結果をもとに群落の改変を極力回避または低減していく予定との回答でした。

同じページの質問番号4-32は生態系の評価の結果に関するものです。

事業実施想定区域は、自然林や保安林が分布するほか、宗谷丘陵ササ草原が広範囲に分布しているが、重大な影響を回避または低減できる可能性が高いと評価していることから、絞り込みにより回避できると理解してよいか質問したところ、文献調査で判明した範囲を完全に回避することは不可能、現地調査で分布を把握し配置計画を検討していく予定との回答でした。

最後に、9ページの質問番号4-50をごらんください。

景観の評価結果に関するものです。こちらは、眺望点ごとに風力発電機が視認できることと風力発電機が大きく視認できることのどちらに該当するか、判断基準に基づく評価結果を質問したところ、さきの質問番号4-41、4-43と同様に、違い及び評価結果について再整理の上、後日提示するとの回答がありました。こちらについても評価に関する部分ですので、事業者にも早急に提示するよう求めてまいります。

本事業の1次質問及び事業者回答に関する説明は以上となります。

なお、配慮書の2次質問につきましては、この後、電子メールにて委員の皆様にご依頼させていただきたいと考えております。いつも短い時間のお願いで大変恐縮ですが、本案件につきましては、12月26日までに質問を追加していただきたく、どうぞよろしくお願いいたします。

○池田会長 それでは、ただいまの説明について、委員の皆様方からご質問やご意見をお願いいたします。

○岡村委員 既存の風車を計画、設置したときにも今と同じようなアセス手続をやったかどうか分からないので、説明してください。

○事務局（武田主幹） 既存の風車を設置した時点では、まだアセス法の対象になっておらず、稚内市のガイドラインに基づく自主的なアセスを行っております。

その後も事後調査として自主的に調査を実施しまして、69ページに動植物の調査に使

った文献が挙げられていますが、その最後にあります宗谷岬ウィンドファーム建設に伴う鳥類補完調査（平成17年）と鳥類事後調査（平成18年、20年）を自主アセスのほかに行っていると説明を受けております。

それから、資料1-2の6ページ、添付資料3-19をごらんください。

「宗谷岬ウィンドファーム」に関する調査報告書について」ということで、どのような調査を行ったか、その調査内容が書かれております。その調査結果の概要が次の7ページから11ページまで紹介されております。

○池田会長 ほかにいかがでしょうか。

○玉田委員 まず、オジロワシの衝突の関係から意見を述べます。

図書の89ページに衝突の位置がしっかり載っていて、西側に多いということですが、確かにそのとおりです。

気になるのは、89ページの上の表を見ると、発生日と性別、年齢、風車番号があるのですが、性別が全て不明で、年齢については、成鳥か幼鳥かがわからないというのわかります。確かに、オジロワシに関して外見から性別を確認するのは難しいのですが、質問の中で死骸を全て環境省に届けているとQアンドAで出てきています。そうすると、環境省の側では、多分、釧路の事務所に持っていつていると思いますし、引き取ってそれで終わりということではないはずですから、環境省に照会すれば、少なくとも性はわかるだろうと思います。そういう追跡調査をなぜしないのかです。

多分、照会をかければ、年齢はともかくとしても、性別はある程度わかりますから、業者の姿勢として、してもらうように誘導してもらいたいと思います。

それから、QアンドAについてです。

最初から挑戦しているのかというような言い分ですが、回答の3行目から、風車に接触した可能性が高いと認識しておりますが、バードストライクと確認された事例はないというのは何を考えているのかという感じですね。可能性は高いけれども、確認されていないというのは、確かに、見たわけではないから確認されていないというのはそのとおりなのですが、状況から考えると、やはり可能性が高いと考えていただきたいというのが心情であります。

原因についてはこれからということですが、原因究明にしても、年齢を調べるなど、できることをやっていないなという感じが非常にするので、それは誘導してください。

それから、西側に多いからそちらに建設しないというのはそのとおりで、そのほうがいいと思うのですけれども、場所等を含めて今後検討してもらい、事故のないようにすることを誘導してください。

○事務局（武田主幹） 原因についてですが、環境省に解剖所見があるはずなので、事業者の確認を求め、因果関係などをできる限り明らかにするように求めていきたいと思っております。

○池田会長 そのほかはいかがでしょう。

○岡村委員 先ほど質問した点で、正式なアセスはやっていないということだったのですが、それなりのいろいろな事前調査をして大丈夫だろうということで建設したのだと思いますけれども、問題がなかったかどうか、その評価はいかがでしょうか。

○事務局（武田主幹） 今のご質問については質問番号1-1でまとめております。

最初の質問で、既存施設において環境影響評価の各項目に対して実際にどのような影響を及ぼしているかと認識しているのかを聞いております。また、その影響を踏まえ、配慮書段階で考慮された内容はあるのかを聞いています。

事業者回答をかいつまんで説明いたしますと、まず、質問①については、自主アセスにて工事中のモニタリングや鳥類以外の事後調査は行ってないということですが、各評価項目全てにおいて定量的な影響評価はできないということです。しかしながら、稼働後13年がたっても、大気質や騒音、低周波音等について苦情は発生していないということ、また、土地、工作物の存在及び供用に伴う評価項目に対しても住民等に大きな影響は及ぼしていないと認識していると示されております。

それから、風車はほとんどが人の手が入った牧草地または植林地に設置されということで、動植物に対しても設置に伴う影響は少ないということです。ただし、風車との接触によると思われるオジロワシの死骸が10例発見されており、これらについては、本事業における課題として、保全措置や事業計画への反映等を検討する所存ですとされています。

次に、景観について、主要な景観資源や施設から視認されないことから、重要な影響は及ぼしていないという認識が示されております。

2番目の質問に対しては、配慮書検討に当たっては、既存施設による影響を踏まえ、建て替えにより、より大型になることから近隣住民への影響、特に騒音や低周波音が大きくなることが懸念されることに加え、西側海岸付近はオジロワシ等ウミワシの飛翔が多いことから、配慮書に記載の事業実施想定区域西側エリアには風車を設置しないという考え方を示しているところです。

○池田会長 そのほかはいかがでしょうか。

○玉田委員 図書の208ページの稚内市のガイドラインとの関係です。

QアンドAではこの辺のことには全然触れていないようなのですが、稚内市でガイドラインをつくっているというのは前々からいろいろな案件で出てきている話で、ガイドラインが絶対的なものではないのですが、一応、稚内市側としては、エリアリングをしていて、好ましくない場所を設定しているにもかかわらず、今回の事業区域の中ではそれがひっかかるようなエリアをとっています。

これは、業者の姿勢として、稚内市はよろしくないという地元の意見を述べているにもかかわらず、無視というわけではないのでしょうかけれども、余り考慮せずにエリアをとっているということに対して、ここは排除してくださいという意見を最後はつけていかなければいけないと思いますので、今後どうするのかという質問をしていただきたいと思います。

それから、これはアセスの進め方の問題もあって、今回は撤去して新しくつくるということですが、撤去についてをアセスの中でどう見るのかです。

今まで、新設の場合、新しくつくから、このエリアが事業区域とくくっているわけですが、撤去の部分も工事の一部として考えるならば、だから、全部をひっくるめて考えているけれども、建設する場合、そこは外すという話になるのか、その辺はアセスの考えではどうなるのですか。

○事務局（武田主幹） まず、稚内市とのガイドラインとの関係についてです。

資料1-1の5ページ目をごらんください。

質問番号3-18で稚内市のガイドラインとの関係について聞いております。事業者回答をごらんいただきたいのですが、まず、①で、既存施設の設置に当たっては、稚内市のガイドラインに従って、自主的なアセスを行い、市の了解を得て設置しているという説明です。

それから、②、③の今後についてですが、既に稚内市に対して相談しているということで、市のガイドラインの区域内ではありますが、稚内市との協議において今後調整を行っていくという考えを示されております。

稚内市からの意見については、後ほど関係市の意見としてお聞きすることになります。

次に、2番目の質問についてですが、撤去工事は今までも何例かありまして、次に説明がある新さきとまないもそうですが、いわゆるリプレースの場合は、既存施設の撤去までを含めて、それに伴う環境影響なども評価しますし、事業実施想定区域の中に含んで環境影響評価を行うというやり方で行っております。

○玉田委員 一つ目の質問についてはわかりました。

稚内市が今後どう協議の中で話が出てくるかということは注視しなければいけないと思います。多分、ここではないけれども、意見が後々で出てきますよね。

それから、二つ目の質問についてです。

これは、多分、配慮書ではなく、次の作業になってくると思いますが、今の段階では撤去工事も含めて広くとっているけれども、具体的に次の準備書か方法書の段階でどこに建てるという話が出てくると次の議論ができるという理解でいいですね。

○事務局（武田主幹） 今後、方法書、準備書にいくに従って、どこに、どう施設を設置するかが明らかになりますし、撤去も伴うのなら、それに伴う環境影響をどう評価していくかを明らかにしていくことになります。

○池田会長 ほかにいかがでしょうか。

○三谷委員 先ほど専門家へのヒアリングが平成27年のものという話がありましたが、これは前にこの会社がやったアセスのものを流用したということになるのですか。

○事務局（武田主幹） 関連会社が行っております宗谷丘陵の事業と区域が重なりますので、その方法書段階でのヒアリングの結果を今回は利用しているということです。

○三谷委員 図書の公表等のところで、ダウンロードの保存や印刷については流用、乱用

を防ぐと書いてあるのですけれども、自分たちがやったものに関しては流用してもいいという認識なのですか。

○事務局（武田主幹） そういうことだと思います。

ただ、図書の公表のあり方については、今おっしゃられたような問題があるものの、第三者がそれを比較できるかどうかということについては、改めて事業者により良い環境アセスになるような働きかけをしていきたいと思います。

○三谷委員 自分たちのならいいと思うのですけれども、それならばこのヒアリングは何年の方法書に載ったものを流用しましたと書いておいたほうがいいのではないかと思いますし、今はどういう状況かを比較することも重要だと思います。

平成27年はこうであったけれども、現在はこうなっているということと比較するのも重要だと思いますし、前に載せたものであれば、その引用元を載せるように言うておいていただきたいと思います。

○事務局（武田主幹） わかりました。

○池田会長 ほかにいかがでしょうか。

○岡村委員 撤去の関係についてです。

撤去した跡地をどうしていくかです。特に、重要なササ群落と位置づけられているところにも建てているわけですから、それをもとの状態に再生していく考えはあるのかどうかをぜひ確認してほしいと思います。そういうところに既に建ててしまったわけですが、撤去するのであればもとの状態に戻すべきだと思います。

○事務局（武田主幹） 今のところ、全く同じ場所に建てるかどうかまでは事業者も熟度が高まっていないということですが、今後のやりとりの中で考え方を確認していきたいと思います。

○岡村委員 数がぐっと減るわけですから、かなりの部分はなくなるわけです。ですから、そこは、もとのとおりに再生するというか、別の言葉で言えば自然再生をきちんとすることが必要ではないかと思います。

○事務局（竹澤課長） 撤去跡をどうするか、現段階における事業者の環境保全上の考え方を確認していきたいと思います。

○池田会長 ほかにいかがでしょうか。

○山下委員 資料1-1の2ページの質問番号2-15です。

今回のものには直接関係ないのかもしれないのですが、重複している宗谷丘陵風力発電事業との関係です。

これによりますと、方法書手続までいっているということですが、地図を見ますと、宗谷丘陵の想定区域の4分の1か3分の1ぐらいを今回の事業が占めていると思います。そこで参考までに伺いたいのですが、もし今回の事業によって宗谷丘陵の事業範囲から外れるとすると、手続上はどうなるのですか。もう一度、方法書の再提出をしなければいけないのですか、それとも、そのまま進めても構わないのですか。

○事務局（武田主幹） 方法書によっては風車の位置まで示しているのですが、宗谷丘陵の方法書段階ではまだ風車の位置が確定していません。

○事務局（車田主査） 補足いたします。

方法書以降、区域の300メートル未満の拡張または出力の10%未満の増加であれば方法書等のやり直しは必要ではない、アセス法上の軽微な修正に該当し、方法書の再提出の必要はございません。逆に区域が縮まることについては全く制限がありません。

○山下委員 記憶がはっきりしないのですが、方法書の場合はまだ風車の位置まで決まっていなかった段階でしたか。

○事務局（車田主査） 宗谷丘陵については方法書の段階で配置も示されておりませんが、決まってもおりません。ですから、風車の位置ではなく、宗谷丘陵の青色のラインで示されている対象事業実施区域において、300メートル以上拡張する場合は方法書からもう一回やり直さなければなりませんけれども、300メートル未満の拡張であれば、軽微な修正とみなされ、方法書のやり直しは必要なくなります。

○山下委員 わかりました。

○池田会長 では、私から4ページの1次質問についてです。

先ほど玉田委員からもありましたが、オジロワシのバードストライクと確認された事例はないという認識についてありました。これがバードストライクでないのであればどういう可能性があるのかを伺いたいところです。

ただ、本筋はそこではなく、次の質問で、オジロワシ以外の鳥類、コウモリ類のデータをと聞いた上で、資料の1-2の8ページにデータを出してくれているのですが、その調査実施体制についてです。

稼働5年目までとそれ以降について、月2回や月1回と記されているのですが、これがどういう状況で見つかったのでしょうか。定期点検のときにこれだけのものが見つかるのか、それとも、そういうことではなく、平常時に記録されたものを記載しているのか、明確にした資料をいただきたいと思います。

というのは、これは更新事業ですが、我々にとって、ここの地域がどういう状況であるかという既設の段階でのデータは非常に貴重だと思うのです。これがどう記録され、どういう体制でどういうふうに記録に上がってきたのか、その辺のもう少し詳細な資料の提出をお願いしていただけないでしょうか。

○事務局（武田主幹） 事業者を確認いたします。

○池田会長 ほかにいかがでしょうか。

○玉田委員 環境省に收容したら、環境省側で解剖して所見が出ているはずなので、つまり、事業者の段階で見てもわからないものでも、死体を見た側から死因が出るはずなので、まず、事業者としてそれを取り寄せてもらって、そこから判断すれば、衝突しているそのものを見ていなくても、死体を見た側から、こうだから問題である、問題ではないという話が出てくると思います。

それから、資料1-2の7ページの補足資料の3-19を見ると、オジロワシに関しては、種の保存法もあり天然記念物でもありということで、環境省が所見をつくるからわかるだろうけれども、それ以外のものトビやウミネコなどの大きいものは、いわゆるバードストライクといいますか、ブレードにぶつかってということなのでしょう。ただ、死体を収容してどこかに持っていつているわけではないでしょうから、それ以上のものがわかれば資料を取り寄せてほしいし、わからなければしょうがないと思いました。

このほか、素朴な疑問としては、センダイムシクイが11月15日に回収されていますけれども、これは本当かということです。こんな時期にセンダイムシクイはいるのかというのが疑問に感じました。普通種ですから、根掘り葉掘り聞いてもしょうがないことですが、データの的に見ると少しおかしいなと感じました。

○事務局（武田主幹） 調査実施体制のところ、稼働5年目までは調査員による調査があるので、ここで具体的にどのようなデータをとっているのか、それから、環境省に報告しているものがあるのか、事業者を確認していきたいと思います。

○池田会長 今回のことに関係するのですが、配慮書の69ページにいろいろと資料が出ていて、下の三つのこのウィンドファームの鳥類の調査報告書は今見られるのですか。

○事務局（武田主幹） 見ることができるのかは事業者にお問い合わせなければわかりません。今回は概要だけを求めたところです。

○池田会長 それでは、その点もご確認いただきたいと思います。

○事務局（武田主幹） 了解しました。

○池田会長 そのほかはいかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○池田会長 それでは、2次質問に対しての受け付けは12月26日までなので、ご対応をよろしくお願いいたします。

それでは、議事（2）に移ります。

議事（2）ですが、本日2回目の審議となります（仮称）北海道（道南地区）ウィンドファーム島牧計画段階環境配慮書についてです。

事務局から1次質問とその事業者回答の説明をお願いします。

○事務局（佐藤専門主任） 本配慮書は、11月19日付で受理、本審議会には翌日付で諮問させていただいております案件です。

縦覧期間は、11月20日からあす12月20日までとなっております。

前回の審議会では事業概要の説明を行いました、本日は1次質問及び事業者回答の結果を中心に説明いたします。

使用します資料は、図書及び資料2-1となります。資料2-2の図面は、後ほどご確認いただきたいと思います。

まず最初に、図書により事業の概要について再度確認しておきたいと思います。

図書の4ページの事業実施想定区域の図をごらんください。

島牧村の北部に約980ヘクタールの事業実施想定区域を設定して、出力13万キロワット程度、4,200キロワットの風力発電機を最大31基設置する計画となっております。

めくっていただきまして、6ページをごらんください。

こちらは事業実施想定区域の衛星画像ですが、濃い緑色の部分が主に樹林、薄い緑色の部分が主に採草地等に利用されているエリアです。また、海岸沿いに本目、歌島等の集落が点在する環境となっております。

続きまして、32ページをごらんください。

周辺の風力発電事業の記載がございます。こちらは、既設の島牧ウィンドファームに隣接しているほか、現在、方法書手続が完了しております（仮称）月越原野風力発電事業計画の対象事業実施区域と一部エリアが重複しております。

以上が事業概要の確認です。

続きまして、資料2-1の1次質問及び事業者回答の説明に移ります。

最初に、1ページをごらんください。

質問番号2-6です。

事業実施想定区域の具体的な絞り込みの経緯について質問しております。これに対し、風況と道路の状況から事業実施想定区域を絞り込んでおり、法令等の制約を受ける場所、環境保全上留意が必要な箇所の確認及び反映を一部行ったとのことでした。

また、質問番号2-3から2ページの質問番号2-15まで、事業実施想定区域の絞り込みの過程について質問しております。ただ、1次質問後もわかりにくい、または、記載の整合がとれていない箇所がありますので、2次質問においても確認していきたいと考えています。

続きまして、2ページをごらんください。

質問番号2-22です。

複数案の設定について、現在の事業実施想定区域からさらに絞り込みを行うことで、位置、規模の複数案とみなせるとしてしています、しかし、本事業の風力発電機の設置予定数最大31基と事業実施想定区域約980ヘクタールの面積を考慮すると、絞り込みの余地は大きいものではなく、絞り込みによる環境影響の回避、低減の余地も大きくないように思われると質問をしました。これに対し、事業計画を進めていく中で基数を減らすこと等によって絞り込む余地はあると考えているとのことでした。

次に、質問番号2-24をごらんください。

他の事業とのかかわりで、方法書手続まで終了した（仮称）月越原野風力発電事業計画との今後の調整についての考えを聞きました。これに対し、現在のところ情報は入っていませんが、事業者と連絡がとれた場合は、調整の上、環境影響の回避、低減に努めていきたいと考えているとのことでした。

続きまして、3ページをごらんください。

質問番号 3-8 です。

先ほど図書の衛星画像において確認しましたように、海岸付近には樹林としてエゾイタヤシナノキ群落、山地斜面にはチシマザサブナ群団が広範囲に分布していますが、事業計画の策定に当たり、これら自然度の高い植生の伐採を前提にしているものなのか、事業者の考えを聞きました。これに対して、今後の現地調査の結果を踏まえ、自然度の高い植生については極力伐採をしない方向で検討するとのことでした。

次に、質問番号 3-11 です。

景観に関する既存資料整理について、①において、眺望点の選定資料が不足しており、いろいろな情報媒体から情報を抽出し、主要な眺望点を設定すべきであること、②において、代表する身近な眺望点を本目地区、歌島地区の 2 地区に限定した理由について質問しました。これに対して、情報収集を行ったがこれ以上の情報が見つからなかった、身近な眺望点については最寄り、かつ、風車を視認できる可能性のある集落として選定したとのことでした。

続きまして、6 ページをごらんください。

質問番号 4-13 です。

動物、植物、生態系に係る重要な種への影響について、配置や基数の変更等の実施により重大な環境影響を回避または低減できると評価していますが、保安林や地域森林計画対象民有林とを極力除外し、道路、河川等の用地を除外したとすると絞り込みの余地は極めて少ないと考えますが、基数削減もあり得るのかと事業者を考えを聞きました。これに対して、重大な環境影響が回避または低減できない場合は基数削減をした上で配置を検討するとのことでした。

次に、一番下の質問番号 4-20 です。

事業の実施により外来生物の分布域が拡大し、重要な植物種への直接的な影響、また、重要な動物等への間接的な影響が生じるおそれがあることに對し、対策をどのように考えるかを聞きました。これに対して、特定外来生物やその他注意が必要な外来種の分布状況の把握を行い、事業の実施により分布の拡大が予想される場合には、除去、覆土、埋め戻し等の処置による分布拡大回避への対策を講じることを今のところは想定しているとのことでした。

続きまして、7 ページをごらんください。

質問番号 4-23 です。

身近な眺望点とした本目、歌島の集落からの景観への影響について、最大 10 度ほど見込角がありますので、圧迫感を受けるほど見込角が大きいけれども、十分に影響を低減できない場合にはどう考えるかを事業者に聞きました。これに対して、住居などから可能な限り離隔距離を確保し、その上でも生活環境への重大な影響を回避できない場合には基数の削減等の事業計画の見直しを行うとのことでした。

最後になりますが、質問番号 5-1 です。

図書の公表について事業者の見解を聞いたところ、事業者が著作権を有しており、環境保全の見地からの意見書作成以外の利用を防止する観点から、インターネットによる公表は縦覧期間のみとし、コピーや印刷は不可としているとのこと。

本事業の1次質問及び事業者回答に関する説明は以上です。

なお、本配慮書の2次質問につきましては、先ほどの宗谷岬の案件と同様、この後、電子メールにて委員の皆様にご依頼させていただきたいと思っております。12月26日までに質問の追加をいただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本配慮書に関する事務局からの説明は以上となります。

○池田会長 それでは、ただいまの説明につきまして、委員の皆様からご質問やご意見をお願いいたします。

○岡村委員 前回も聞いたのですが、3ページの質問番号3-8です。

海岸付近のエゾイタヤシナノキ群落、それから、山地斜面のチシマザサブナ群団と書いてあるのですけれども、群団というのは非常にレベルが上のほうの植生の分類なので、すね。構成種にブナがあるのかどうかはこれではわかりづらいのですけれども、もしあるとすれば、北限地域のブナなので、そこにダメージを与えることは非常に問題ではないかと思っております。そのため、どういう構成種なのかを明らかにしてほしいと思っております。

○事務局（武田主幹） 現段階では、既存文献による植生図となっておりますが、計画が進むに従って、現地調査による詳細な植生図が作成されますので、それに基づいて事業者の考えを確認していきたいと思っております。

○池田会長 そのほかはいかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○池田会長 この件に関しても12月26日まで2次質問の受け付けということですので、メールでの事務局への連絡をよろしくお願いいたします。

それでは、議事（3）に移ります。

議事（3）ですが、本日2回目の審議となります（仮称）新さらきとまない風力発電事業環境影響評価方法書についてです。

事務局から、1次質問とその事業者回答の説明をお願いします。

○事務局（中村主査） 使用します資料は、方法書の図書、資料3-1及び資料3-2となります。前回の審議会で本方法書の概要についてご説明いたしましたが、前回ご欠席の委員もおられますことから、再度、簡単に図書により事業の概要をご説明いたします。

まず、本事業の事業者は電源開発株式会社です。

方法書の4ページをごらんください。

発電所の出力は最大1万4,850キロワット、風力発電機は約3,200キロワットから4,300キロワットのを4基から5基設置予定となっております。本事業は、既設発電施設のリプレース事業であり、変更後の出力規模は既設発電所と同等程度とする計画となっております。既設風力発電機よりも単機出力の大きい風力発電機を採用するこ

とで設置基数の削減を見込んだものとなっております。

対象事業実施区域は、稚内市声問村更喜苫内となっております。

8ページをごらんください。

事業実施区域は、北側と南側に分かれておりますが、更新を予定している既設送電ルートなども含んだものとなっております。この航空写真からは、既設風車の周囲が牧草地となっていることがわかります。基本的には、既設発電機と同じ位置への建てかえを予定しており、この図の黒丸が建てかえ予定地、白丸が既設撤去のみ、半分黒丸のナンバー4とナンバー5については、一方を建てかえるときはもう一方の撤去のみという関係になっております。

14ページをごらんください。

上の表に風車の諸元が示されております。単機出力は先ほどご説明したとおり、3,200キロワットから4,300キロワットと幅を持って示されておりますが、サイズについては幅を持った単機出力の機種においてそれぞれの項目で想定される最大の大きさを示しております。

事業計画の概要のご説明は以上となります。

続きまして、ページが飛びまして、236ページをごらんください。

この表は、環境影響評価の項目を影響要因と環境要素の組み合わせで示したものとなっております。濃い灰色で塗られているところは、風力発電所の事業において一般的に選定される項目として改正主務省令で示されている参考項目となっております。

なお、改正主務省令では、参考項目を選定しない場合の規定を第21条第4項第1号から第3号に定めております。表でバツ印がついているところは事業者が主に第1号と第3号を非選定の根拠として採用しているところであります。

隣の237ページの表の下の注2をごらんください。

第1号は、参考項目に関する環境影響がないか、または、環境影響の程度が極めて小さいことが明らかである場合です。例えば、海域での造成等の施工が行われない事業であれば海域に生息する動物の生息環境には影響がありませんので、第1号が当てはまることとなります。

次に、第3号は、特定対象事業特性及び特定対象地域特性の観点からの類似性が認められる類似の事例により影響の程度が明らかな場合です。これに関しては、ここ数年の方法書の中で非選定とする根拠としたものは見当たりません。

簡単ですけれども、環境影響評価の選定項目のご説明になります。

それでは、資料3-1及び資料3-2により1次質問とその事業者回答についてご説明いたします。

まず、第2章の対象事業の目的及び内容に関する質問です。

1ページをごらんください。

質問番号2-34です。

対象事業の目的に関するもので、既設風力発電機の更新、最新機種を導入により事業の高効率化を目的としておりますが、より具体的な説明を求めました。これに対して、風車の設計上の耐用年数が20年であり、FIT認定の事業期間が20年であることも踏まえて、また、リプレースに係るFIT価格が設定されていることから建てかえを検討しているとのことです。

2ページをごらんください。

質問番号2-11です。

配置計画の概要に関するものですが、設置基数が4基となる場合、先ほどの図のナンバー4とナンバー5が更新対象外となるのか、それ以外も更新対象外となるのかを質問しております。これに対して、更新予定の5基のうち、離隔距離などによりレイアウトを再検討するため、ナンバー4、ナンバー5以外も更新対象外となる可能性はあるとのことです。

続きまして、第3章の対象事業実施区域及びその周囲の状況に関する質問です。

4ページをごらんください。

質問番号3-16です。

近隣住民等からの苦情に関するもので、苦情はないとのことだが、住民や稚内市への聞き取りを行ったのかを質問しております。これに対して、近隣住民や稚内市には、協議等のコミュニケーションの機会に聞き取りを行っている、自主的な説明会等でも苦情や反対意見などはないとのことです。

その下の質問番号3-17です。

バードストライクに関するものになりますが、既設風力発電機の運転開始以降、少なくともハクチョウ類や大型希少猛禽類などの大型鳥類のバードストライクの発生は確認されていないとあるが、大型鳥類以外のバードストライクの確認について質問しております。これに対して、大型鳥類以外のバードストライクについても確認していないとのことです。

次に、第6章の対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法に関する質問です。

5ページをごらんください。

質問番号6-2です。

一般的な事業の内容との比較に関するもので、一般的な事業との量や程度の比較結果を記載しているが、一般的な事業におけるそれらの量や程度は事業によって大きく異なるものであり、標準値なども示されていない中、比較できるとする根拠を質問しております。これに対して、本事業と同規模の一般的な事業について定性的に事業内容の比較を行った、リプレースである事業特性も踏まえると、一定程度は定量的な記載が可能と考えるとのことです。

6ページをごらんください。

質問番号6-11です。

本事業実施区域及びその周辺には、特定外来生物であるオオハンゴンソウを含む侵略的

な外来植物の分布情報があり、工所用資材等の搬出入については外来植物の種子等の拡散、侵入を招き、現況植生を改変するおそれがあり、植物のみならず、動物にも影響を及ぼす可能性があることから、動物、植物及び生態系の環境影響評価項目として選定すべきとの質問をしております。これに対して、オオハンゴンソウを含む侵略的な外来植物の分散防止措置を検討する、なお、本事業の対象事業実施区域は、大部分が牧草地であり、影響を受け得る原生的な環境とは異なること、環境保全措置により侵略的な外来植物の拡散の防止に努めることにより環境影響は小さくなるものと考えられることから、生育情報のみをもって動物、植物及び生態系を環境影響評価項目として選定することは考えておりませんとのことです。

次に、その下の質問番号6-12です。

参考項目を選定しない場合の考え方の第3号に該当するとした項目についての質問です。非選定の理由に、本事業で採用する予定の環境保全措置と同様の環境保全措置の内容及び効果をもって環境影響の程度が小さいことを示すことが可能であると考えたと挙げていますが、類似事例で実際に行った環境保全措置の内容及びその効果を具体的に示すようにとの質問をしております。これに対して、せたな大里ウインドファームの環境保全措置について資料編に引用したとおり、保全措置の効果の程度については不確かさがあり、定量的に整理できないものもありますが、予定する環境保全措置は、一般的に風力発電事業において広く採用されている保全措置であり、実効性が認められるものであると考えます、効果の定性的な把握手法の一つとして、苦情発生の有無があるが、せたな大里ウインドファームにおいては工事中の苦情等の発生は確認しておりませんとのことです。

8ページをごらんください。

質問番号6-29です。

騒音の関係ですが、周辺の他事業者の風力発電機配置計画について情報提供を受け、累積的影響を予測すべきと考えるが、他事業者への情報提供依頼のこれまでの状況と今後の予定を質問しております。配慮書の作成段階で各事業者にヒアリングを行ったが、情報の提供は受けることができませんでした、方法書段階ではヒアリングを実施しておりませんが、準備書の予測、評価に反映できるよう、今後、可能な範囲で情報収集に努めてまいりますとのことです。

次に、質問番号6-35です。

風車の影の関係ですが、調査地点及び予測地点が設定されていません、設定しない理由を明らかにするようとの質問をしております。これに対して、記載内容が不十分と考え、準備書において追記するとのことです。

10ページをごらんください。

質問番号6-52です。

動物の関係です。

なお、質問の中で本準備書となっておりますが、これは本方法書の間違いです。申しわけ

ありません。

環境省で示しております「猛禽類保護の進め方」では、2 営巣期を含む1. 5 年以上の調査を求めており、本方法書の中では調査期間を繁殖期、非繁殖期を網羅するよう1 年間としていますが、1 年間で十分と判断した具体的な理由を質問したところ、ミサゴ、オジロワシ、チュウヒ、クマタカが留意すべき種であることを認識している、このうち、クマタカについては隔年で新たな繁殖活動を行うが、非繁殖年は前年の巣立ち幼鳥の養育期となるため、個体そのものがその地域から消失してしまうものではないと認識している、ミサゴ、オジロワシ、チュウヒについては、毎年その繁殖兆候を確認することは可能であることから、単年の調査によって繁殖状況を把握することが可能、これらのことから1 年間の調査を実施することで十分な情報が得られると判断したとのことです。

飛びまして、13 ページをごらんください。

質問番号6-72です。

景観に関するものですが、フォトモンタージュに使用する写真撮影について、気象条件等について環境省の示すガイドラインを参考にフォトモンタージュの作成をするよう見解を求めております。これに対して、ガイドラインのとおり、晴れの日を原則として選び、四季のそれぞれにおいて撮影を行う、ガイドラインに留意してフォトモンタージュを作成するとのことです。

飛びまして、16 ページをごらんください。

質問番号8-5です。

こちらは参考項目の非選定理由に関するものになりますが、第1号の環境影響の程度が極めて小さいことが明らかである場合とは、実績を有する環境保全措置により環境への負荷をほとんど排出しない場合であって、当該措置を講じることが確実な場合等であるとされていますが、非選定の理由の詳細においていずれの影響要因についても環境保全措置の実績やその確実な実施に関する説明がなく、また、程度の大小はあるものの、環境への負荷の排出が前提となっており、第1号を根拠とすることの妥当性が理解できないものと考えとし、見解を求めました。これに対して、記載されている環境保全措置は、過去の実績から技術的にも十分実施可能なものを示しており、図書に記載することで当該措置を講じることをお約束できているものと考えている、保全措置を実施することで環境への負荷は相当程度に小さくなることから、ほとんど排出しないに該当すると考えるとの回答でした。

次に、質問番号8-9です。

動物に関するものですが、飛翔性哺乳類及び鳥類の重要種に与える影響が極めて小さいとする根拠の一つとして、リプレース事業であり、既に風力発電機による影響下にある個体群であることを挙げていることから、なぜそのことが根拠となるのか、また、既設風力発電機によりどのような影響下にあるのかを質問しております。これに対して、既設風力発電機の影響下で既に生息していることから、新規事業に対しても新たな攪乱は起こりが

たいと考えられること、風力発電機の稼働の騒音による影響、また、風力発電機の存在による誘引または忌避などの影響が生じている可能性があるとのこと。

19ページをごらんください。

質問番号8-26です。

こちら参考項目を非選定とする理由に関する質問ですが、第3号の影響の程度が明らかの場合とは、同様の環境保全措置の内容及び効果をもって影響の程度が小さいことを示すことが可能な場合とされている、参照事例では、せたな大里ウィンドファームは建設中の事業であり、そこで行った同様の環境保全措置の内容及び効果はまだ明らかになっていないのではないか、また、②として、比較対象の同様の環境保全措置の効果の有無を実測データを示すなど、具体的かつ科学的に証明する必要があるのではないかと質問をしております。これに対して、採用を予定する環境保全措置は、一般的に風力発電事業において広く採用されている保全措置であり、実効性が認められるものであると考える、保全措置の効果の程度については不確かさがあるが、定量的に整理できないものであり、効果の定性的な把握手法の一つとして苦情発生の有無が挙げられるとしております、せたな大里ウィンドファームにおいて工事中の苦情等は発生していないとのこと。

次に、質問番号8-30です。

事業特性の比較に関するものですが、こちらの表から同程度と言えるのは陸上に設置する風力発電事業、風力発電機の設置に係る工法、工事期間のみであり、類似性が認められる事例であることの科学的かつ客観的な観点から理解できるようにとの説明を求めました。これに対して、類似性の判断は、事業特性の程度ではなく、性質が類似しているか否かをもって判断するものであると考える、両事業の事業特性の各項目を比較すると、程度の大小は認められるものの、その内容は風力発電事業に関するものであり、大きく異なるものではないことから二つの事業には類似性が認められるものとする、大きく異なることが認められない場合に類似であると判断することは科学的にも妥当であるとするとのこと。

以上が1次質問と事業者回答になります。

最後に、この新さらきとまなひ方法書の2次質問については、この後、電子メールにて委員の皆様にご依頼させていただきたいと考えております。こちらの案件も12月26日までに質問の追加をお願いしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○池田会長 それでは、ただいまの説明につきまして、委員の皆様方からご質問やご意見をお願いいたします。

○三谷委員 1ページにあったFIT制度について詳しく説明してください。

○事務局（竹澤課長） 事務局ではそれほど詳しくはないのですが、固定価格買い取り制度というもので、再生可能エネルギーを広めようということで東日本大震災の後にできた制度です。要するに、再生可能エネルギーを飛躍的に普及させるために、一定期間、固定価格で電力会社が買い取り、本来の価格との差額は電気料金に上乗せさせるという制度だ

と認識しております。

○三谷委員 そうすると、国から補助金が出ているのですか。

○事務局（竹澤課長） 先ほど申し上げたように、電気料金に上乘せされ、電気利用者が負担しております。

○三谷委員 私たちが払ったものがそのお金になっているということですか。

○事務局（竹澤課長） そうですね。電気料金全体に対してはそれほど大きくはないのですけれども、一部、その分の費用が電気料金に上乘せされ、加算されていたと理解しています。

○三谷委員 方法書などの著作権の話で、余り外に出したくない、公表したくないということを皆さんが言われているのですけれども、例えば、税金を支払って、税金から研究費とかが出ていると、研究費の成果は必ず外に出さないというような流れになってきているのです。

もしF I T制度で私たちのお金がそういう事業に使われているのであれば、環境影響評価のお金も関係するわけです。そういうお金がついているのであれば、やはり方法書や配慮書は公表をずっとできるようにということを私たちから言うべきだと思います。

○事務局（竹澤課長） アセスの段階ではまだ電気を売っていないので、事業者にとってはF I T価格で買い取ってもらっていない段階となります。

ただ、そういう議論ではなく、住民にとって利便性がどうかといった観点からオープンにすべきという議論のほうがよろしいのではないかと考えています。

○池田会長 そのほかはいかがでしょうか。

○玉田委員 バードストライクの関係です。

4 ページの質問番号3-17で大型鳥類のバードストライクが既存のほうではないということはわかりました。

きょうの1件目に比べると、内陸でもあるし、距離的には近いのかもしれないけれども、これだけ場所によって違うということがはっきりしていると思います。

問題になるのは、10ページの質問番号6-52で環境省の定める1.5年、要するに、2繁殖期についていかなものかということ質問して、十分情報が得られていますという判断をしたということです。

多分、これ以上言っても平行線でしょうが、ここに書かれているとおり、クマタカは繁殖していない非繁殖年も、確かにつがいは近くにいるかもしれないけれども、行動はかなり変わってきます。巣があれば巣を中心になります。ひながいれば、ひなに餌をやらなければいけないし、卵があれば卵を抱いてということがあります。このように、巣には執着するけれども、繁殖しないときも縄張りのどこかにいるということではあるのですが、行動がかなり違ってくるのです。

そういう意味では、いるかないかだけのことを言うのだったら把握できているかもしれないけれども、影響のことまで考えると評価はできていないというのが私の意見です。

これはオジロワシに関しても同じです。確かに、毎年、繁殖兆候は見られるのだろうと思います。4月の段階でいろいろな巣を見ている抱卵ぐらいまではうまくいっているけれども、その後うまくいかないということはよくありますが、繁殖に失敗すると巣に帰ってくる率は全然変わってきますから、行動はかなり違います。

そういう意味では、やはり2繁殖期を見ないといけないと思いますし、2繁殖期でも本当にいいのかなと思うところもありますが、少なくとも、環境省側からは2繁殖期見るといようなガイドラインを出しているにもかかわらず見ていないということで、情報としては不足しているというのが率直な見解だと思います。

これを質問でどう言うかです。向こう側は十分やっていると言っていて、我々は十分ではないと言ったところで平行線だと思いますが、見解としては十分ではないと考えたほうがいいと思います。

○事務局（武田主幹） 我々も環境省のガイドラインに照らして十分かどうかという視点で考えることになりますので、引き続き、事業者に環境省のガイドラインで求めているものが満たせるのかを改めて確認したいと思います。

○池田会長 そのほかはいかがでしょうか。

○東條委員 専門のことではないのですけれども、16ページの質問番号8-9の回答に関して、極めて乱暴な回答だと思ったので、教えてください。

ここで聞いているのは、今までの発電所で鳥はなれているから影響が小さいということで、そのことを質問したところ、攪乱は起こらないと書いてあるのですけれども、今度新しくできる風車は大きいですし、回転する速度も変わりますので、鳥にとっては大きな違いではないかと素人的に思うのです。

この答えがすごく乱暴で、これから先、既に同じだから影響は少ないと判断してしまうことはすごく危険だと思うのです。今は方法書ですが、これから先に進めていくときにはちゃんと影響の評価をなささいという言い方はできるのでしょうか。

○事務局（武田主幹） 風力発電機の大きさの違いによる影響というのは、ほかのところでも飛翔性動物への衝突の影響などが出てきますので、どのように考えて評価していくのか、事業者の考えを改めて確認したいと思います。

○池田会長 そのほかはいかがでしょうか。

○山下委員 前回は質問をしたことで、今回も確認していただいたところです。

方法書の236ページの表で、質問番号でいいますと8-36以降のあたりだと思います。

私は、これまで幾つか経験してきましたけれども、こんなにひどい方法書は初めてではないかと思います。

特に3号の理由です。

これは、稚内の事業で、比較しているのがせたなの事業で、それが類似であるということですよ。環境省にこれが本当に類似なのかを確認できないでしょうか。

事項ごとに当審議会と事業者の間で、類似性があるかどうかを主張し合ってもらいが明かないと思うのです。一般常識からすると、稚内の事業とせたなの事業が全く類似とはどうしても思えないですし、もしこれを認めますと、これから非常に弊害が出てくると思います。

つまり、ある事業者が風力発電を建設して、そこで何らかのアセスをすると、それ以降、その事業者が新たな事業を進める場合は、先の事業と類似性があるとして、アセスを骨抜きにされるおそれがあります。つまり、方法書の236ページの表を見てわかるように、ほとんど調査しない、影響評価をしないということで、ここに挙がっている丸のほんのわずかな部分だけしか準備書等では調査されないということです。これを認めると、ここでの審議はほとんど意味がないと私は思います。

もちろん、ここで類似性があるかどうかを一々指摘しながら事業者とやりとりするのも構いませんけれども、そもそも、こういうことが認められていいのか、非常に憤りを感じます。

○事務局（竹澤課長） 我々も、第1号、第3号に基づいて項目を選定しないというケースはここ最近見たことがありませんし、これまでもないのではないかと思います。

委員がおっしゃられますとおり、今後、リプレース事業が多く行われるでしょうし、類似性がある程度あれば、ほとんど項目を選定しなくていいのではないかと、これが許されるならばそれが今後も続くのではないかとすることは危惧しております。

このことについて環境省に確認はできると思いますけれども、多分、個別案件ごとについていろいろと事情があると思いますので、環境省で判断できるかはわかりません。ただ、いずれにいたしましても、方法書段階で何らかの意見は述べると思うのですけれども、それに従わずに方法書のとおり項目を選定せずに調査を行った場合、準備書段階で、項目選定をしていないではないか、項目の選定の仕方がおかしかったのではないかとということになれば、手戻りが生じるリスクが事業者にあるのではないかと考えております。

○池田会長 では、私から2点です。

1次質問の4ページのバードストライクについてです。

確認されていないということですが、方法書の145ページにさらっと書かれているだけで、一体どのようなチェックをしていたのかが全くわからない状態です。

先ほどの宗谷の事業でも、配慮書の段階で今までの記録等を提示していただき、さらに詳細なものをお願いしているということでした。こちらは方法書ですので、なおさらですけども、これまでの事業の中でどのようなチェックをし、どのようなデータが得られているのかを明示していただきたいと思います。

もう一つは、6ページの外来種の対応についてです。

侵略的外来植物の分散防止措置を検討いたしますとはなっていますが、その後、対象地域の大部分が牧草地であって、原生的な環境とは言えず、環境影響は小さくなると書かれておりますが、これは全くの勘違いです。これは逆でして、牧草地だから影響が少ない

ように見えるかもしれませんが、人為が入ったところのほうが外来種は侵入しやすいし、非常に拡散しやすいという土地であるということをご認識いただきたいと思っております。

外来種の影響で留意するのは、原始的な環境への影響だけではなく、広く対応する必要がありますので、これは質問というより、認識を改めてくださると訂正をいただきたいと思っております。

○事務局（武田主幹） まず、1点目のバードストライクについては、図書の145ページにあるとおり、点検の中で確認した旨が書かれているのですが、具体的に、どういう頻度で、どういう手法で行ったかを確認したいと思っております。

それから、外来種の取り扱いについては、会長がおっしゃられたような視点も含めて、どのように考えていくのか、事業者にご確認したいと思っております。

○池田会長 そのほかはいかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○池田会長 では、こちらについても2次質問への対応をよろしくお願いいたします。

それでは、議事（4）に移ります。

議事（4）ですが、本日3回目の審議となります（仮称）留寿都風力発電事業環境影響評価準備書についてです。

事務局から、準備書に係る公聴会の概要、意見の概要とその事業者見解、2次質問とその事業者回答の説明をお願いします。

○事務局（車田主査） まず、公聴会についてご説明いたします。

北海道環境影響評価条例では、準備書については、法案件も含め、環境保全の見地からの一般意見をお聞きするため、公聴会を開くこととされています。しかし、平成29年度以降に出された本案件を含む6件の準備書のうち、ほかの5件につきましては、公述人を募集しても応募がなかったことなどから開催しておりませんでした。

本準備書につきましては、11月に公述人を募集したところ、申し出があったことから、先日、公聴会を開催したところであり、条例に基づき陳述された意見の概要を取りまとめ、審議会に提出するものでございます。

それでは、資料4-1をごらんください。

公聴会は12月6日の午後7時から留寿都村の公民館で開催しました。

公述人につきましては、申し出のありました全11名を対象とし、傍聴者は32名、報道機関2社による取材がございました。

次に、公述内容をご説明いたします。

資料に記載の内容は、陳述意見のうち、環境の保全の見地からの意見を抜粋したものとなりますが、時間の都合上、概要のみの説明とさせていただきます。

1人目の公述人です。

事業者は、方法書と準備書の風車配置を比較したアンケートを実施し、準備書のほうが望ましいなどの回答が多いことなどをもって景観への影響を低減できたとしているが、風

車本数が少なければいいと答えるのは一般的である。

洞爺湖有珠山は日本で最初に世界ジオパークに認定された地形と地質の多様性が、生物多様性を育み、産業を発展させ、文化をつくり出し、多くの外国人を魅了している。住民はヒグマへの影響を心配しているが、事業者は影響はないと強調している。住民説明会で調査すると回答した以上、3年以上追跡調査すべきとのご意見でございます。

次に、2ページの2人目の公述人です。

事業区域周辺には、狩猟で頻繁に行くが、現地は40年ほど前に牧草地として開拓されたところであり、20年以上放置されている。本事業は、区域を当初から大きく絞り込み、植生自然度9の区域には風車を設置せず、竹山頂上付近のハイマツの改変を回避するなどしている。また、スキー場やゴルフ場より改変規模は小さく、農薬も使わない。これらを踏まえると、自然環境に大変配慮した事業計画であるといえるのではないかとのご意見です。

続きまして、3人目の公述人です。

洞爺湖からの風車の垂直視野角は0.5度であり、実際にはほとんど気がつかないのではないかと聞いている。景観を壊すという意見があるが、ほかにも人工物はたくさんあり、多少は景観の邪魔になったとしても、生活に欠かせないという思いから、多くの方はそれを受け入れ、観光客の多く来ている。スキー場からの合成写真を見たが、羊蹄山や洞爺湖など、大切な観光資源の邪魔にならないよう風車が配置されており、問題はないと思うとのご意見です。

3ページをごらんください。

4人目の公述人です。

本事業は、支笏湖から連なる自然に生息する動物に大きな影響を与え、付近には渡り鳥の飛行ルートもある。竹山周辺には貴重な高山植物も群生し、黒田地区には水源地がある。風車からの低周波は、人体だけでなく、動物に与える影響も懸念されているが、近くには肉牛牧場や養豚場などもある。発電機の出力規模が大きくなるが、数値は変わらないとの説明については不信感が増すばかりだ。本事業の区域について、大滝は風が弱いから留寿都に変更したということだが、数キロメートルしか離れておらず、疑問であるのご意見です。

4ページをごらんください。

5人目の公述人です。

計画されている風車の高さは送電鉄塔の3倍から5倍であり、ブレードが回転するため、非常に違和感、恐怖感があると思う。風車は留寿都村のほぼ全域から、また、周辺町村の一部からも目に入り、洞爺湖町の温泉街のホテルからの展望でも風車を目にするようになる。風力発電所については、バードストライクなどのほか、土地の改変や騒音による野生生物の行動や繁殖への影響も出るのではないかと。改変跡地がアスファルト舗装で覆われると、雨水が山肌を流下し、土砂崩れが危惧される。また、土地改変により留寿都村の水源地

への予測できない影響が懸念されるのご意見です。

5 ページをごらんください。

6 人目の公述人です。

本事業については、豊かな自然環境を破壊して生態系にダメージを与えるものであり、本来は洋上に建設するものではないか。最近、国が洋上風力発電を推進するとの報道があったが、大規模な風力発電事業は洋上が最適であり、陸上、山岳は不向きであることを国は認めているものと思うというご意見です。

7 人目の公述人です。

景観の聞き取り調査について、使用した写真は風車が意図的に目立たないように作成されたと勘繰りたくなるようなものであり、また、風車が見えない地点で聞き取りを行ったり、対象者が少ないなどの問題に加え、人間が景観を眺める場合、肉眼では遠くにあるものほど相対的に大きく見えるような見方をするとされていることなどを踏まえると、図書に掲載されたフォトモンタージュを使用した調査の結果の有効性、また、それに基づく評価結果にも疑問があり、準備書においては景観への影響に関する十分な調査が行われたとは思えないのご意見です。

8 人目の公述人です。

区域周辺で風力発電事業を実施すると、ブレードに氷がつき、山火事となる可能性がある。また、風力発電機の稼働によりニセコ山系のスキー場の雪質にも影響を与えるおそれがあり、それを防ぐためには別の影響が懸念されるヨウ化銀を使用することとなる。さらに、風車による大気攪拌により受粉時期のミツバチが影響を受け、農作物への影響も懸念される。それらの影響などについては未解明であり、そういった未解明のものを羊蹄山麓に持ってくることは疑問があるというご意見です。

9 人目の公述人です。

本事業の管理用道路の延長は約7キロメートルに及び、道路に加え、切り土及び盛り土ののり面が必要となるが、この道路の新設は自然破壊につながる。また、沈砂池を設置するとしているが、沈砂池の排水方向の下流に植生自然度9の植生があり、このような場所での計画には相当の無理がある。さらに、北海道の重要な観光地である洞爺湖畔から風車は確実に見えるが、観光にとってマイナス要因以外の何物でもない。また、北海道はパウダースノーで世界中から注目され、特にヨーロッパでの知名度が上がっているが、本事業の風車を見たヨーロッパからの観光客は二度と訪れないだろうというご意見です。

8 ページをごらんください。

10 人目の公述人です。

伊達市にも風力発電所があり、有珠山ロープウェイから16キロメートルの距離にあるが、風車があることに誰も気づいていないのではないかと。また、道内には、ほかにも、寿都町、苫前町、石狩新港にも既に風力発電所があり、すぐ近くや周囲に学校、福祉施設、事業所、牧場があるものもあるが、自分の知る限り問題にはなっていないと思う。本事業

は、一番近い民家でも風車から約3.7キロメートル、ほとんどの住居は5キロメートルから10キロメートル程度離れており、十分に離隔距離を確保した事例として高評価すべきではないかというご意見です。

9ページをごらんください。

11人目の公述人です。

Mt. イゾラの山頂からは全方向にすばらしい景観が広がり、多くの観光客などに感動を与えているが、風車が建てば目の前に立ちはだかる威圧感のある建築物となり、その景観を台無しにする。準備書に掲載のフォトモンタージュは、背景が風車と同色系の曇り空であり、風車が目立たないように作り込まれているが、実際に現地で計画地を望むと本当に目の前に風車が広がるのがわかる。準備書のアンケート調査は、方法書と準備書の配置のどちらが好ましいかの聞き取りにすぎず、風車のない姿と風車が建った後の姿との比較を調査すべきとのご意見です。

本資料のご説明は以上となります。

続きまして、資料4-2をごらんください。

こちらは、法に基づき事業者から提出のありました準備書に対する一般からの意見とそれに対する事業者見解となります。

資料の5ページをごらんください。

一番下に記載のとおり、意見書の提出は97通であったとのことでした。

その隣の6ページ以降には意見概要と事業者見解が掲載されておりますが、97通ということで、かなりのボリュームとなっておりますことから、個別の意見及び見解の説明は割愛させていただき、意見及び見解の全体的な傾向についてご説明いたします。

環境要素別に延べ件数を集計しますと、騒音に関するものが35通、風車の影に関するものが2通、動植物、生態系に関するものが26通、景観に関するものが22通、環境保全の見地以外も含むその他が58通となっております。

騒音等に関する主な意見としましては、人や家畜の健康被害、さらには、ヒグマなどの野生動物の行動変化の懸念に関するものであり、これらの意見は本案件の方法書に対する意見としても見られたものでございますが、単機出力が方法書の最大3,800キロワットから準備書では4,200キロワットに上昇したこともあってか、引き続き多く寄せられております。

それに対する事業者の見解ですが、同じ資料の37ページをごらんください。

ナンバー73です。

こちらは健康被害を懸念する意見ですが、右側の事業者見解は、予測結果は評価の目安となる指針値及び超低周波音を感じる最小音圧レベルと比較しても低い値であることから、区域周辺の住居等への影響は極めて小さいと考えるというものとなっております。

次に、動物に関する意見ですが、コウモリ類の保全措置や事後調査の内容に関する提案、区域周辺で飛翔が確認されたイヌワシへの影響の懸念、区域のほぼ全域がIBAであるこ

とへの意見が主なものでございました。これに対して、コウモリについては、事後調査結果や専門家助言を踏まえて保全措置を検討し、事後調査も最新の科学的知見や専門家助言を参考に実施する。イヌワシについては繁殖地となる場所は確認されておらず、風車間には十分な間隔があるほか、イヌワシの餌場となり得る樹林伐採を最小限とする。IBAについては、人為的影響により、指定当時とは環境が変化しており、本事業では主に牧草地を利用する計画であるといったものとなっております。

次に、植物ですが、資料4-2の48ページをごらんください。

左側の意見の中段以降の(2)は植生調査の不備を指摘する意見であり、まず、準備書段階で新たに加えられた北東尾根や植生自然度10に調査地点が設定されていないこと、植生群落組成表が示されておらず、客観的に結果を評価できないことなどを指摘しています。これに対して、植生調査地点は、現存植生図と航空写真から選定したものであり、風車配置や改変場所に限らず、それぞれの群落の代表する地点として調査を実施した、コケモモハイマツ群集については、現存植生図に示された範囲内の調査を行ったが、コケモモは確認していないとの見解を示しております。

次に、景観です。

意見の中には、既に本審議会でもご指摘いただいておりますが、アンケート調査において方法書配置と準備書配置を比較するという手法の妥当性に疑問を呈するものや風車建設による国立公園の自然景観の悪化、さらに、それによる経済・文化活動などへの影響を懸念する意見が多く見られました。これに対する見解としては、アンケート調査については有識者ヒアリングを踏まえた手法としている。国立公園の眺望点からの風車の垂直視野角を可能な限り0.5度程度か、それ以下にするよう景観に配慮した事業計画としているというものでした。

主な意見と事業者見解の概要のご説明については以上となりますが、今後、意見に対する事業者見解が十分に示されていないものにつきましては、本審議会の3次質問として取り上げていくことを検討したいと考えております。

続きまして、資料4-3及び資料4-4により、2次質問及び事業者回答について、かいつまんでご説明いたします。

11ページをごらんください。

質問番号6-6をごらんください。

まず、①は前回のご審議の場での隅田委員からのご指摘に関する質問ですが、事業者が作成した現存植生図で伐採跡地とされている部分の一部について、衛星画像では若い林であるように見えることから、確認を求めました。これに対して、現存植生図は、環境省植生図と航空写真を参考とし、現地調査結果を踏まえて整理したが、審議会での指摘を受け、再度現地確認を行った結果、植物相調査時の記録が漏れていることが判明し、修正が必要であると判断したとのことです。

ここで、図書の2分冊の2の909ページ、あわせて資料4-4の84ページをごらん

ください。

どちらも現存植生図を示した図ですが、資料4-4の84ページの北東尾根のほうに赤枠内があり、ここが修正を行ったエリアとのことです。図書と見比べますと、図書の909ページの二つの赤い四角形にまたがる部分に相当しますが、図書では15番のピンク色で伐採跡地群落となっている部分の多くが資料4-4の84ページでは、ほかの色、具体的にはダケカンバ群落やカラマツ植林などに修正されております。

また、資料4-3の2次回答に記載のとおり、現存植生図の修正により植生区分ごとの改変面積も修正され、それに伴い動物及び植物の予測結果の多くの部分の修正が発生しております。

ここで、図書と資料4-4は閉じていただきまして、資料4-3に戻ります。

29ページをごらんください。

一番上の質問番号8-9です。

工事車両走行に伴う騒音に関するもので、1次質問において、本事業による騒音の増加分が8デシベルから9デシベルと大きいことから、少なくとも環境基準以下となるよう、実効性のある環境保全措置を講ずるべきと指摘しましたところ、工事用車両の速度制限を設定し、工事関係者に周知徹底するとの見解を示しておりました。

それを踏まえ、2次質問では、予測に当たり工事用車両の速度として設定した時速55キロメートルからどの程度まで制限すると環境基準を満足できるのか、定量的な予測結果の程度を求めました。これに対して、参考予測の結果、時速40キロメートルの条件であれば環境基準を満足するとの見解が示されております。

次に、47ページをごらんください。

質問番号11-70です。

本事業では、特に絶滅のおそれ大きい種の一つであるイヌワシが確認されておりますが、1次回答において、事業者から、工事中もデータ収集のための調査を検討したいとの見解が示されたことから、2次質問では、その調査の内容の説明を求めるとともに、当該調査は事後調査に位置づけるべきではないかと指摘しました。これに対して、イヌワシが出現した7月、8月とハチクマとハイタカの繁殖期間を含む4月から9月に5地点で毎月3日間の猛禽類調査を実施するとしながらも、事後調査ではなく、環境監視としての実施を検討し、結果については道に報告するとのことです。

なお、今ご説明しました環境監視につきましては、国の報告書によりますと、アセス上の定義としましては、事後調査以外で事業者が他の法令等に基づき、あるいは、必要に応じて実施する環境の状況等を継続的に把握するための調査、測定等の取り組みを指すとされており、事後調査とは異なり報告書の作成、公表が法律で義務化されてはおりません。

次に、植物に関するものです。

51ページをごらんください。

一番上の質問番号12-6です。

環境保全措置として指定外来植物が確認された場合は駆除するとしている点について、1次質問で具体的な方法やその効果の説明を求めたところ、できる限り根ごと抜き取り、焼却など適切に処分するとの回答が示されていましたが、2次質問では、侵略的外来種対策では埋土種子への対応も非常に重要であることから、埋土種子に関する環境保全措置についての事業者の見解をたどしました。これに対して、改変区域においては、外来植物等が発芽し、伸び出す初夏と、種子になる前の夏の最低2回の草刈りを管理の保守作業として実施することで、切り土に起因する外来植物の除去、消滅を図るとの見解が示されました。

62ページをごらんください。

質問番号14-5です。

景観に関する質問で、1次質問では、観光客等へのアンケート調査において、方法書配置と準備書配置を比較したことの妥当性の説明を求めていましたが、事業者からは十分な説明をいただけなかったことから、2次質問の①で再度質問をしております。これに対して、最新の準備書配置がどの程度影響の低減を図ることができているかを把握するため、他の配置への印象との比較の観点で検討したもので、多数決で二つの配置の採用可否を決める目的ではない。方法書段階において大幅に対象事業実施区域を絞り込んでおり、準備書においては現実的な複数の配置案を設定できなかったことから、次善の策として方法書配置と準備書配置の2案を用いたとの見解を示しております。

最後となりますが、63ページをごらんください。

質問番号14-10です。

同じアンケート調査結果について、まず、2次質問の①では、調査地点別の結果の提示を求めました。

ここで、資料4-4の348ページをごらんください。

このページ以降には準備書及び方法書配置の調査地点別の結果が示されております。例えば、隣の349ページをごらんいただくと、配置の好ましきについて、地点別でかなり結果が異なっていることがおわかりいただけると思います。

ここで、資料4-3に戻っていただきたいのですが、2次質問の③では、地点別の予測結果等を踏まえることでより効果的な配置への見直しを行うことが可能ではないか、また、④では、調査地点によって結果が大きく異なっていることから、従来用いられてきた垂直見込角を用いた予測では把握できない影響の程度の存在が明らかになったのではないかと指摘をしました。これに対して、③については、配置変更を必要とするほどの結果ではないと判断した、④については、垂直視野角を用いた予測だけでは把握できないとは考えるものの、現時点では目安となるのは垂直見込角のみであり、今後多くの事例や知見をもとに研究を進めるべき課題であるとするとの見解が示されております。

2次質問及び事業者回答に関するご説明は以上です。

なお、本案件につきましても、さきの3案件と同様、来週水曜日の26日までの3次質

問の依頼をこの後させていただきますので、年末のお忙しいところにまことに恐縮ですが、どうぞよろしく願いいたします。

○池田会長 それでは、ただいまの説明につきまして、委員の皆様からご質問やご意見をお願いいたします。

非常に分量が多いですが、この時点で言っておきたいこと等がありましたらお願いいたします。

○岡村委員 51ページの質問番号12-6についてです。

法等指定外来植物をどう駆除していくかについての回答ですが、オオハンゴンソウとフランスギクに分け、根っこごと除去するなど、方法が具体的に書いてあります。

私も実際にやっている現場によく行くのですけれども、なかなか取りきれない、除去し切れないのです。ですから、不確実性が非常に高いので、事後調査をやるべきだと本当は思っているのですが、この審議会でもそれはなかなか難しそうだという話をよく伺うので、事後調査にならないまでも、効果の確認はしっかりやっていくことが必要だと思います。そこで、やったことの効果確認をどうするかという質問を出していただきたいと思います。

○事務局（車田主査） ただいまのご指摘を踏まえまして3次質問を追加させていただきます。

○池田会長 そのほかはいかがでしょうか。

○奈良委員 資料4-1の10人目の方、これで言うと一番下から3行目で、景観について、ウインザーホテルについて反対する方はいらっしゃるのですかと質問されています。

多分、この方は比較的若い方で、ウインザーホテルが建った当初の景観に関するすったもんだを一切知らない方なのではないでしょうか。これは意見ですが、できて時間がたつと、これはいいになってしまうことの恐ろしさを今度この場所にできる風車も持っているということを改めて申し上げたいと思います。

前にも同じことを申し上げましたけれども、人口がこの周りで一番多い温泉を背中にして湖のほうにカメラを向けたとき、常に風車が見える状態になるわけです。国立公園でこういうことが起きると、あそこであるのだからいいのではないかということになってしまう恐ろしさがあるのです。

北海道の自然景観というのは余計なものがないことの美しさだと思いますので、改めて前回と同じことを申し上げておきます。

○事務局（車田主査） ご意見として承らせていただきます。

○池田会長 そのほかはいかがでしょうか。

○三谷委員 資料4-2の意見の概要と当社の見解というのはウェブページなどで見られるものですか。

○事務局（車田主査） 公になりますのはこの審議会が初めてですが、毎回の審議会同様、本審議会の資料につきましては、開催後速やかに当方のウェブページに掲載することとしておりますので、それをもって公開されることになります。

○三谷委員 こちらも縦覧期間があるのですか。それとも、もう少し長く公開されるものなのでしょうか。

また、資料4-1の公聴会における意見については、資料4-2と同じように、事業者からの回答がどこかで明らかにされるのでしょうか。

○事務局（車田主査） まず、1点目ですが、法律に基づいて道に提出されました資料4-2につきましては、事業者が公にする手続は法律上ございません。ですから、一般的には、本審議会での資料となって、それが公表されることによって一般に公表されることとなります。そういう判断をされる事業者もいらっしゃるかもしれませんが、法的には義務はございません。

○三谷委員 ここでの資料としてウェブページなどで誰かがアクセスすることができるのか、それとも、どこかに置いておいて、現物を読まないといけないものなのか、どちらなのでしょうか。

○事務局（車田主査） 当方のウェブサイトには、本審議会での資料4-2はこれでしたということで掲載させていただきますので、そこでアクセスができるようになります。

それから、2点目の公聴会につきましては、道の条例に基づいて北海道が主催するものですので、これに対して事業者の見解を求めるものではございません。条例上では、開催し、その結果の概要を本審議会に提出することまでが規定されております。

○三谷委員 何でこれを聞いたかという、資料4-1と資料4-2の中で重複しているものがあるからです。公聴会で聞くことによって、データを出せるものと出せないものがあると思いますけれども、出せるものについては出して、皆さんが誤解しているようなことがあったら誤解を解くようなことを誰がやるのかということですか。

例えば、風車の音が熊に対して影響があって人里においてくるのではないかという話がありますよね。資料4-2では、これまで報告はありませんと書いてあるのですが、これは本当にないのか、誰もやっていないのか、それとも、影響がないとわかっているのかはわからないのです。

つまり、公聴会での意見がどれだけ反映されるのかについて、私たちが読んで、私たちがかわりに質問するような感じになるのでしょうか。

○事務局（車田主査） おっしゃるとおり、この資料を審議会に提出するということまでしか規定しておりませんので、これを委員の皆様が受けとめていただき、答申文に反映させる必要があると判断されれば、この審議会でご議論いただくことになろうかと思えます。

○三谷委員 ここを見ていると、皆さんいろいろな思いを持って公聴会に来られていると思うのですが、データとして合っているものなのか、それとも、うわさ話のようなものから判断されてお話しされているのかです。データを丁寧に見ればそのような懸念がなくなるものも多少あるのではないかと思いますし、資料などを縦覧期間だけではなく見せていくということが皆さんの心配事などを軽減するのに重要なのではないかと思います。

また、洞爺湖は北海道が誇る海外からのインバウンドでも潤っているまちであります、そうした方々がもう来ないのではないかと心配されている意見もありましたよね。アンケートの方法やアンケートの対象者を海外から来ている方に、ここにもし風車が建ったとしたらどう思いますかというアンケートをさらにやることで、懸念をもう少し払拭できたらいいのではないかと思います。

○事務局（車田主査） 今のご指摘の終盤の部分のご意見として承りたいと思います。

○池田会長 そのほかはいかがでしょうか。

○玉田委員 I B Aの関係です。

資料4-2の52ページに、事業者側の見解として、現状が牧草地であってI B Aの指定当時と違っているのではないかとありますよね。私もI B Aがいつ指定されたのかという詳しい年は手元に資料がなく、わかりませんが、I B A自体がそんなに古い案件ではなく、10年もたっていないはずですから、現状がそんなに変わっていることはないはず。少なくとも、牧草地そのものが最近できた牧草地ならともかくとして、変わっていないだろうという見解です。鳥獣保護区ならんと前ということはあるかもしれませんが、I B Aに関していうとそれはないだろうということ。です。

ですから、これは事業者側の見当違いで、調べればすぐわかることだろうと思います。

問題は、先ほど奈良委員と三谷委員から指摘があったように、景観の問題で、つくってしまったら取り返しがつかない、もとに戻らないということです。撤去してもどうなるかはわからないですけども、少なくとも向こう何十年もできてしまうことに対する懸念はあります。

確かに、法律上は国立公園の中ではないからつくってはだめということではない、規制できることではないのですが、景観上は、やはり奈良委員のおっしゃるとおり、洞爺湖という景観の一番いいところのど真ん中に、ちょっと遠いから小さく見えるのかもしれないし、数字でいうと小さくなるのかもしれないけれども、感触でいうと異物があるというのはいささか目立ちますから、それはやはり問題があると思います。

それから、もう一つは、洞爺湖だけではなく、イゾラスキー場のほうはフォトモンタージュから見てもかなり目立つようなものですから、これができてしまうと幻滅してしまう人たちがふえるのではないかと私も思います。ただ、それを法律的にどう規制するとか、どういうロジックでというのは、現在の法律では不備なので、何ともならないということだと思います。

次の質問でどうするとか、今のアンケートの結果からどう引っ張り出すかということには結びつかないのですけれども、そこは物すごく懸念される場所ですよ。今後、質問あるいは意見書としても何を言えればいいのかというのはわからないのですけれども、慎重に考えていかなければいけない問題だと思います。

あくまで私の意見ですが、そのように考えています。

○事務局（車田主査） まず、1点目のI B Aにつきましては、事業者、指定時期、そ

れから、本当に見解で示されているように指定時期からそれほど植生が大きく変わっているのかどうか、その根拠を求める質問をさせていただきたいと思います。

それから、2点目の景観の点につきましてはご意見として承りますが、委員におかれましても、次回の3次質問または答申文（案）のご審議をいただく中でご意見をいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○池田会長 そのほかはいかがでしょうか。

○東條委員 専門ではないのですが、住民からは騒音や低周波音に関する心配と意見がすごく多いにもかかわらず、事業者からの回答はほぼワンパターンなのです。低周波音と人体への影響に関しては不確実であって、その後、環境省へのコメントが出ていて、発電所の寄与率が出ていて、41デシベルという同じパターンの文章が何度も使われています。

今は騒音の先生がいないので、お聞きしたいのですけれども、この環境影響評価審議会では、騒音の評価に対しては、現状においてこれで妥当であるという判断でしょうか、それとも、まだ心配があるから検討しなさいということがあるのでしょうか、どういう状況でしょうか。

○事務局（竹澤課長） 前回の審議会で、佐藤委員から、工事車両による騒音の影響がかなり大きいのではないかというご意見はいただいているのですけれども、風車の騒音に関しては委員から特段コメントがなかったのも、何かあれば、今後の意見照会の中でご意見をいただきたいと思います。ですから、現時点で判断できているものではないと考えております。

○池田会長 そのほかはいかがでしょうか。

○山下委員 教えてほしいのですが、景観法からの審査なり規制というのは何かされているのですか。

○事務局（武田主幹） 景観法に基づいて北海道も北海道景観条例をつくってしまして、留寿都村を含む地域は「羊蹄山麓広域景観形成推進地域」になっております。景観条例では、景観形成団体である町が基準に照らして事業者に変更を求めたり、必要な場合は道が勧告を行ったりというような制度になります。

今後、事業者が手続を行っていくことになろうかと思いますが、主に村が周辺の環境、景観などと考え合わせて事業者に指導を行い、調整していくことになろうかと思いますが。

○山下委員 今の段階では条例の手続は始まっていないということでしょうか。

○事務局（武田主幹） 具体的にどのような段階になっているのか伺っていませんが、景観条例に基づいた結論はまだ出ていないようです。

ちなみに、正確には覚えていないのですが、手続的には着手にかなり近い時期に届け出をするようになっていきます。（事業着手後30日前）ただ、それでは後戻りができなくなってしまうので、道や市町村では早い時期の協議を事業者をお願いするようにしているかと伺っております。

○池田会長 そのほかはいかがでしょうか。

○奈良委員 今回の景観法の話です。

自分のまちに建つものを自分のまちが見るということで、隣の洞爺湖町から見てどうこうということを期待できる法律ではなかったと思います。自信はないけれども、たしかそうだったと思います。

○事務局（武田主幹） 今のご指摘のとおりです。

○池田会長 それでは、私からです。

51ページの外来種のところについてです。

2次質問で質問した内容に対しての事業者回答がピントのずれた回答になっていると思います。埋土種子の処理について聞いているのですから、発芽したものを処理するという話ではありません。

植物の場合、発芽しないで土の中でずっと生息し続けるということは可能です。ですから、外来種の種子を含んだ土をどう処理するかということがこの質問の本位だと思いますが、その点で回答になっていないと思いますので、繰り返し3次質問で加えていただきたいと思います。

○事務局（車田主査） ただいまのご指摘を踏まえた3次質問をさせていただきたいと思います。

○池田会長 そのほかにいかがでしょうか。

○隅田委員 資料4-3の11ページです。

私がした質問に対して、修正していただき、ありがとうございます。

配付された資料4-4はどういう扱いになるのですか。準備書の修正版という扱いになるのですか。

○事務局（車田主査） 準備書の修正版というよりは、質問に対する補足説明の資料となります。ただ、明らかな誤りがあって修正が必要なものについては、当然、我々としては評価書ではこのとおりの中身に修正されるものという理解しております。

○隅田委員 修正されたものがすごく多くてついていけなかったのですが、結局、結構な森林を伐採することになっているわけです。それでも、事業者の説明としては、環境に配慮して大きな影響を与えないという結論になっているのでしょうか。そこまで読み込めなかったのです。

○事務局（車田主査） 資料4-4の87ページをごらんください。

87ページには、今回の修正によって植生区分ごとに改変面積がどう変わったかという結果が示されており、続きまして、次の88ページ以降が重要な種に対する影響の予測結果の修正でして、群落別の割合が変わりましたので、それに関して予測結果も修正しますという事業者の提示になっております。

先ほど伐採面積というお話がありましたが、前にもご説明させていただきましたとおり、動物、植物につきましても、重要な種への影響という観点から影響を予測、評価することになっております。それで、88ページ以降は重要な動物種に対する予測結果になります。

が、結局のところ、予測結果は変わりましたが、評価結果の影響を回避または十分に低減されているという結論については修正する必要はないという判断になっております。

○**隅田委員** わかりました。もし可能であれば、できるだけ配置を工夫するような案をつくっていただきたいと盛り込んでいただければと思います。

○**事務局（車田主査）** ほかの部分にも関係しますので、なるべくの変更の回避、低減について求めていくことになろうかと思えます。

○**池田会長** そのほかにいかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○**池田会長** それでは、この案件につきましても26日まで3次質問の受け付けということですので、よろしくお願ひします。

今の案件にもかかわりますが、資料が変更され、それに伴う変更が非常に多くなっています。大量の資料になっていて、短い期間ですが、確認の上、ご意見をよろしくお願ひいたします。

それでは、これをもって本日の議事は全て終了となります。

事務局から連絡事項がありますので、お願ひいたします。

4. 閉 会

○**事務局（武田主幹）** 皆様、本日は予定を超える長時間にわたり、4事業についてご審議いただき、まことにありがとうございました。

次回の第9回環境影響評価審議会は、1月24日の木曜日の13時30分から、本日と同じ会場の赤れんが庁舎の2階1号会議室で開催する予定です。詳細が決まりましたら改めてご連絡差し上げますので、よろしくお願ひいたします。

事務局からは以上です。

○**池田会長** それでは、本日の審議会を終了いたします。

どうもご苦労さまでした。

以 上